平成２１年（フ）第４７８号
北海道旭川市南７条通25丁目８番地の39　第２神東マンション２階205号室
債務者　平尾　春美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８２号
北海道旭川市緑が丘２条２丁目１番地の１市住1022号
債務者　藤巻　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８４号
北海道富良野市字北大沼の２
債務者　安部　雅智
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７００号
横浜市磯子区中原３丁目３番17号　第３なかよしハイツ204号
債務者　石川仁成こと　金　　仁成
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７０１号
横浜市磯子区中原３丁目３番17号　第３なかよしハイツ204号
債務者　小山　　操
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０号
栃木県佐野市犬伏新町1302番地
債務者　山田　　博
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午前11時50分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２１８号
釧路市愛国西１丁目17番６号
債務者　村山　敬野
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２２１号
釧路市昭和町２丁目15番９号
債務者　柳澤　雪子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２３３号
釧路市若竹町７番261号
債務者　林　　喜代
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２３９号
釧路市鳥取大通９丁目１番28号
債務者　多辻　良子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２４２号
釧路市宝町６番20号　大丸ハイツ２号室
債務者　野尻　美幸（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２６５号
釧路市鳥取北９丁目５番５号　ハイツ丹所２階７号、住民票上の住所釧路市大楽毛１丁目１番44号
債務者　藤岡　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２９２号
釧路市若松町９番１号　ひまわりマンション１階３号
債務者　今野　洋一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２９７号
釧路市緑ケ岡２丁目19番７号
債務者　近藤真理子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２９９号
釧路市星が浦大通５丁目５番22号
債務者　高田　淳子（旧姓富山）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前９時30分
釧路地方裁判所